



体罰の是非

最高裁判所が、四月二十八日に、教員が小学二年の男児の「胸元をつかんで叱責した行為」について、教育的指導の範囲であって、学校教育法で禁じられている体罰には当たらないと判示した。

極めて常識的な判断であると思われるが、これだけの行為が、第一審、第二審の地裁と高裁でいずれも「体罰」と認定されて、損害賠償が命じられてきたことには驚きを禁じ得ない。

学校教育法第十一条では「校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、児童らに懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と規定しており、昭和二十三年の法務庁長官の見解で、懲戒の内容が「身体的性質のものである場合」や「特定の姿勢を長時間保持させる場合」などの制裁は、体罰に該当するとされていたため、有形力の行使はもとより、授業中に騒いだ児童を廊下に立たせる指導まで「体罰」に当たると考えられていた。その結果、現場の教員は徒に萎縮してしまい強い指導ができなくなってしまった。

平成十九年に至って、文部科学省が「荒れる学校」対策としてようやく次のような体罰の基準を示すに至った。

すなわち、

- (一) 放課後などに教室に残す
- (二) 授業中、教室内に起立させる
- (三) 学習課題や清掃活動を課す
- (四) 学校当番を多く割り当てる
- (五) 立ち歩きの多い子を叱って席に着かせる

などのケースは、体罰ではないとした。

しかし、基本的には、昭和二十三年の解釈の枠を出るものではなかったために、現場の教員は、保護者などから体罰を加えたなどと批判されることを恐れ、依然として萎縮したままであった。

今回、最高裁判決で教員が児童の胸元をつかんだ一連の行為について「児童の身体に対する有形力の行使であるが、悪ふざけへの指導として行われており、肉体的苦痛を与えるものではないことは明らか」とし「目的、態様、継続時間から判断して教員が児童に対して行うことが許される指導の範囲内」のものであるから体罰には当たらず、違法性はないことが明らかとなった。

しかし、いずれの行為が体罰となり或いは体罰とならないかの判断基準は依然として曖昧である。

従来から教育に当たっての指導や「しつけ」については「愛の鞭」が必要だといわれてきた。

「愛の鞭」とは「人を教導するための師や親などの厳しい言葉や行為」をいうのである。
(広辞苑)

体罰を定義するに当たって、抽象的な条件を掲げたり、いちいち事例を挙げて基準を示すことは、現場の教育に徒に混乱を招くこととなり、全く無用なことである。

個々具体的な行為が「愛の鞭」であるかどうかを健全な社会通念によって判断すれば足りることである。

今回の最高裁判決を受けて、現場の教員が決して萎縮することなく、堂々と「愛の鞭」を振って、あるべき「しつけ」の回復に努めることを強く期待したい。